

**新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する
継続・再開支援事業(概要)**

1. 補助対象事業者

新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関及び薬局

ただし、支援対象となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

2. 補助基準額（上限額）

(1) 消毒経費

1施設当たり 600,000円

(2) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

1台当たり 905,000円

※購入台数の上限は1施設当たり2台（ただし、薬局については1台）

※今回から歯科診療所も対象とします。

(3) HEPAフィルター付きパーテーション

1台当たり 205,000円 × 知事が必要と認めた台数

3. 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関が再開するための消毒経費・HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）・HEPAフィルター付きパーテーションの購入、レンタル又はリースに係る経費

4. 補助額の算定方法（事業者負担1/2あり）

「補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額」と「総事業費から当該事業に係る寄付金その他収入額を控除した額」とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額。

※ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

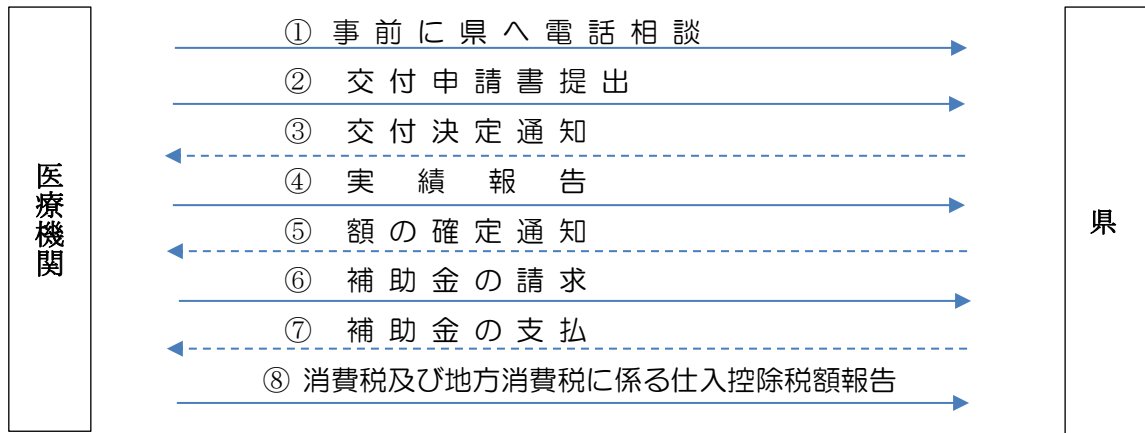
5. 交付対象期間

令和5年5月8日から令和5年9月30日まで

この期間に休業・診療縮小等を行った場合が対象です。

また、休業・診療縮小等を行った期間中に発注、納品されたものが対象です。

6. 手続の流れ



交付申請受付期間：令和5年6月9日から令和5年7月14日まで

※令和5年7月14日以降に申請に係る事由が生じた際は別途申請期限を指定しますので、ご相談ください。

7. 留意事項

- (1) 本補助金により取得した30万円以上（地方公共団体は50万円以上）の設備を、耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には、県知事の承認が必要となり、内容によっては補助金の全部又は一部を返納いただくこととなります。つきましては、本補助金により取得した設備を新型コロナウイルス感染症患者以外（目的外使用）に使用する場合（新型コロナウイルス感染症が終息した場合での使用を含む）は、自己資金での対応をご検討ください。
- (2) 事業にかかる証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間（令和11年3月31日まで）保管しておかなければなりません。
- (3) **本事業は国費を活用した事業となるため、当該事業で購入した設備等は国の会計検査の対象となります。その際に、診療規模等に応じて過大な設備整備である、または外来対応を行う以外で使用している等と判断された場合には、補助金の全額返還となる可能性がありますのでご注意ください。**
- (4) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金（国、県、市町を問わない）を重複して受けることはできません。

8. よくある質問

1 「新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小」とありますが、例えばどのような医療機関が補助対象となるのでしょうか。

(答)

○職員等に新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより、医療機関の全部の休業、入院業務の休止、入院病棟の一部休棟、新規入院の休止、外来の一部閉鎖を行った医療機関です。

2 「新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小」とありますが、新型コロナウイルス感染とは患者が発生した医療機関に限られるのでしょうか。患者が発生していない医療機関であっても、休業等を余儀なくされた医療機関も補助対象と考えて差し支えないのでしょうか。

(答)

○新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより、医療機関の全部の休業、入院業務の休止、外来業務の休止、入院病棟の一部休棟、新規入院の休止、外来の一部閉鎖を行った医療機関の継続・再開に必要な経費を補助する事業となっております。

3 休業等となった歯科診療所が継続・再開時に HEPA フィルター付き空気清浄機を整備した場合は補助対象となるのでしょうか。

(答)

○ 対象となります。

(問い合わせ先) 三重県医療保健部感染症対策課 ワクチン・物資支援班 補助金担当

TEL:059-224-2068 (直通) /mail: vabupt@pref.mie.lg.jp